

元気な企業をつくる!

the Heartful

OAG

Vol. 191

2021年3月号

2021年2月25日発行

- 02 太田 孝昭が語る春夏秋冬
「お金の話」
- 03 「Challenge Award」優秀賞・敢闘賞の取り組みについて
- 04 令和3年(2021年)3月期決算における留意事項
コロナウイルス関連の会計処理
OAG監査法人 代表社員 今井 基喜
- 06 市役所の『おくやみハンドブック』協賛広告掲載について
『週刊女性PRIME』への寄稿について
『Yahoo!ニュース』の記事投稿について
- 07 私のOff-Time
- 08 今後のセミナー開催予定





お金の話

OAGグループ代表
太田 孝昭

お金の話をしようかと思います。

お金は「お足」いう様に、足がはえているがごとく、どこかに行ってしまう。

そもそもお金は貯まらないものです。毎月貯金をして、年末に貯金の残高を調べると、びっくりするくらい増えていません。その少なさに、貯金への意欲がなくなるのは、多くの人が経験するところでしょう。

それほど難しいことなのに、貯金のための格言はほとんどありません。これに対し、お金の遣い方には、それぞれ唸るような格言がいっぱいです。

「お金は肥料の様なものだ、ばらまけば役に立つが、一カ所に積んでおくと酷い臭いがする」

「馬鹿はろくでもないことにお金を遣い、賢いやつは自分の成長のために遣う」

「お金は無慈悲な主人だが、有益な召使いにもなる」

どれもこれも納得させられるし、世界中では何千という程の格言がありそうです。

しかし、遣うためには、お金を貯めなければいけません。どうしたら良いのでしょうか？

答えは「整理整頓」です。

お金を整理整頓してあげる。現金(財布)を整理整頓する。預金通帳を日常生活用、非日常用、貯蓄用に整理整頓する。次に金目の物、例えば、指輪とか時計とか、もろもろ整理整頓する。次に生活スタイルも整理整頓する。

「生活スタイルの整理整頓とは何だ?」「お金とどんな関係があるのだ?」と言われそうですが、生活スタイルこそお金を生む「マシン」だからです。生活スタイルの整理整頓なくして、お金は貯まりません。そして、自分なりの生活スタイルを自分流に整理整頓するのであって、千人千様で良いのです。そうすれば必ず今まで以上に貯金が増えていきます。何故なら、お金(お足)は、整理整頓・清潔好きだからです。

私の子供の頃、「1円を笑う者は1円に泣く」と教えられました。小さなお金を大事にしてくださいということでしょう。整理整頓のできない人は、1円の存在には気づきもしないのではないのでしょうか。

さて、会社にとっても同じことです。会社の現金・預金から始まって固定資産まで、整理整頓できていますか？

会社の経営者は、自分の会社の資産内容を意外と知りません。貸借対照表を見れば分かるよと言われそうですが、そうではありません。正しく整理整頓すべきです。意外にほっぽらかしの資産(お金)があるものです。そして資産を磨くことで、資産が資産を生むようになるはずですよ。

「Challenge Award」優秀賞・敢闘賞の取り組みについて

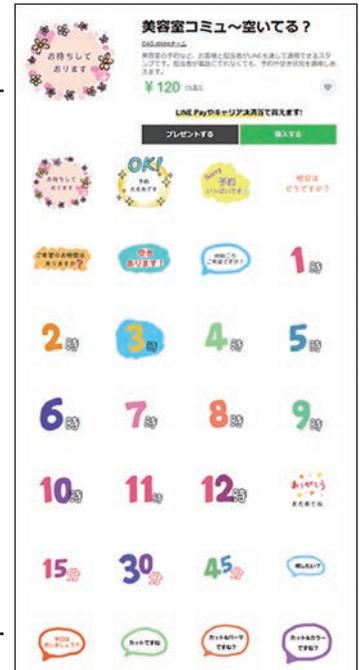
『OAG Challenge Award』は、OAGが創立30周年を迎えた2019年に創設されたチャレンジ制度です。部門横断で自発的にチームを作り、独自に設定した目標の実現・達成に向けて、不屈の精神で果敢な挑戦を行い、お客様とともにOAGが成長し続けることを目指しています。2年目となった2020年度は、予期せぬコロナ禍に直面して、緊急事態宣言などが日常業務に大きな影響を及ぼす中でも、多くのチームがチャレンジ目標を掲げて取り組むことができました。最優秀賞に輝いた「らくらく相続®・OAGチーム」の「落語×相続(らくごかけるそうぞく)」は本誌の1月号でご報告致しましたが、今回は優秀賞、敢闘賞を獲得した3つのチャレンジをご紹介します。



「stAmp (スタンプ)」チーム

【メンバー: 柴田 恵、秋保 和香、林 由美、鈴木 雄大】

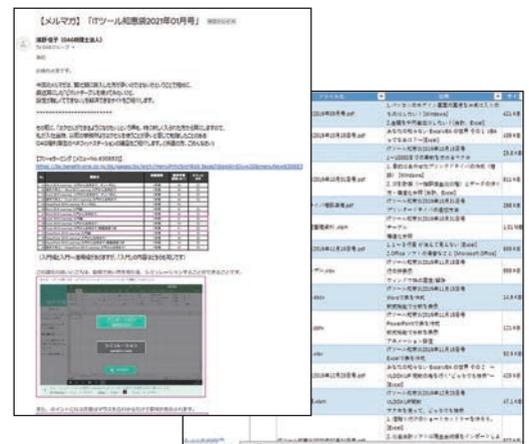
- チャレンジのきっかけ** 必要とされるときに側にいる。必要とされてからの信頼構築ではなく、必要だと感じたときには信頼が築けている。そんな出会いがあってもいいのでは？
- 取り組みの内容** ターゲットの選定→イメージの洗い出し→スタンプ作成→ライン申請の流れですが、ターゲットとイメージの洗い出しを特に重視しました。
- チャレンジの効果** 美容室とそのお客さまとを結ぶ「美容室スタンプ」は現在も利用されています。製作者の「OAG」の存在も、効果的に訴求できたと確信しています。
- チャレンジした感想** まったく新しい事への挑戦は理解されにくく、パワーが必要でしたが、仲間と挑戦し続けたことが作品として実を結び、受賞につながったと感じています。



「業務ツールライブラリP」チーム

【メンバー: 浦野 佳子、近藤 孝則、大高 さち子】

- チャレンジのきっかけ** 各人で作成していたExcelや会計ソフトなどのツールの共有化とスタッフのIT知識の底上げで、業務を効率化したかった。
- 取り組みの内容** 業務に役立つIT知識のメルマガを発行し、共有できるツールをライブラリ保存フォルダに検索性Excelと共にまとめた。
- チャレンジの効果** メルマガをきっかけに実務上の相談を受け、アドバイスやツールを作成した結果、作業効率が向上したとの報告があった。
- チャレンジした感想** 今後も活動を継続して、法人税部フォルダに保存しているライブラリをグループ全体で活用する方法を検討していきたい。



「OAGアウトソーシング ライフコンサルティング部」チーム

【メンバー: 遠藤 香央里、津田 晶子、細井 直子】

- チャレンジのきっかけ** ①業務マニュアルが存在していなかった ②案件増加に伴い、作業時間短縮・作業効率アップが必須 ③即戦力育成資料が欲しい
- 取り組みの内容** 遺産整理業務で依頼が多い業務のマニュアルを作成→マニュアル化した業務は、なんと25種類・68ページにもなりました!
- チャレンジの効果** ①遺産整理業務の完了件数が、昨年度よりも18%アップ!
②ノウハウが共有化できたことで、対応可能な業務の幅が広がった
- チャレンジした感想** マニュアルの作成はとても大変でしたが、作成できたことで業務手順の再確認が日々可能になり、作業効率がアップしました。



令和3年(2021年)3月期決算における留意事項 新型コロナウイルス関連の会計処理

OAG監査法人 代表社員 今井 基喜

欧米を中心として新型コロナウイルスに対するワクチンが開発されていますが、まだまだ終息が見えないウイルスとの闘いは、会計年度を越えて続くことになりそうです。令和3年(2021年)3月期決算における留意事項として、新型コロナウイルスに関連した会計処理について、ポイントを絞ってご説明させていただきます。

新型コロナウイルス関連で会計処理が必要な支援金など

新型コロナウイルス関連で、個人を除く企業・医療法人などが申請した支援金・協力金などとしては、右表のようなものが挙げられます。それぞれの給付金に関する制度説明は行いませんが、感染拡大防止の観点から営業が制限され、売上高が減少する企業等が続出していることは確かです。右表からは、売上高の減少が資金繰りを悪化させ、家賃の支払いや雇用の維持が困難になり、国・地方・政府系金融機関および民間企業が支援の輪を拡大していったことが伺えます。

支援内容は大きく4つに分類できますので、それぞれの会計処理における留意点を次章からご説明致します。

新型コロナウイルス関連の各種支援制度

- ▶ 地方公共団体の特別支援金(それぞれによって対応は相違します)
- ▶ 持続化給付金
- ▶ 家賃支援給付金
- ▶ 感染防止協力金(時短営業協力金)
- ▶ 雇用調整助成金の特例措置
- ▶ 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援助成金
- ▶ 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業
- ▶ 無利子・無担保融資(新型コロナウイルス感染症特別貸付)
- ▶ セーフティネット保証や危機関連保証

1. 支援金、給付金および協力金の会計処理

Check! 会計処理 現金預金100,000 / 雑収入100,000

持続化給付金、家賃支援給付金および感染防止協力金(時短営業協力金)(以下、給付金等という)は収入に計上し、利益が出たときには、その利益に対して法人税がかかることとなります。従って、収入に計上しても利益が出なければ、その年の法人税はかかりません。

支援のために受け取った給付金等であるのに、なぜ法人税がかかるのでしょうか?

給付金等は、全ての者に給付されるわけではなく、売り上げが減少した事業者を支援するために、一定の要件を満たした者のみが対象です。売り上げの補填や家賃の負担軽減が目的ですから、給付金等が従来の売り上げや家賃を上回ることがあってはならないはずですが、事業規模によっては、給付金等の額がそれまでの営業実績を超えるケースがあり、問題視されています。給付金等を受け取った結果、利益が出た場合には、その利益に対して税金をかけることで、公平性の担保につながるということもできます。

これらの給付金等は、原則として「支給決定を受けた日」に計上しなければなりません。そのため、決算前に支給決定を受けたものの、入金が決算後となるときには、「未収入金」として計上する必要があると考えられます。

Check! 会計処理 未収入金100,000 / 雑収入100,000

2. 雇用調整給付金・小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援助成金の会計処理

Check! 会計処理 現金預金100,000 / 雑収入100,000

雇用調整給付金や小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援助成金(以下、雇用調整給付金等という)は、まず企業等から従業員への休業手当・賃金の支払い(以下、休業手当等)があることが前提ですので、休業手当等がないものは申請できません。また、休業手当等は、給与課税の対象となりますので、給与台帳への記載と源泉徴収が必要です。

決算時には、当該支給見込額を「助成金収入」として「営業外収益」が「特別利益」として計上します。また、決算を超えて入金がある場合には、「未収入金」として計上し、発生した費用(給料)とその補填(助成金)とを同一の期間に対応させることとなります。

Check! 会計処理 未収入金100,000 / 雑収入100,000

実務においては、新型コロナウイルス感染症の影響で従業員を休業させることが、「使用者の責に帰すべき事由」に当たるかどうかは個々の判断となります。一つの目安として、厚生労働省の「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)」(令和2年(2020年)12月28日時点版)の回答文によると、「不可抗力による休業」の場合は使用者の責に帰すべき事由に当たらず、休業手当の支払義務はありません。

この「不可抗力」については、以下の2つを満たすものとされています。

① その原因が事業の外部より発生した事故であること

② 事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であること

休業手当等に当たるか否か、判断に迷ったときには、労働局・労働基準監督署や社会保険労務士などの専門家に相談されることをお勧め致します。

3. 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の会計処理

Check!

会計処理 給付受取時 現金預金100,000 / 預り金100,000
会計処理 対象者支給時 預り金100,000 / 現金預金100,000

「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」は、医療機関の医療従事者や職員の方々が新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けて、右表のようなリスクから相当程度心身に負担がかかる中でも、強い使命感を持って、業務に従事していることに対する慰労金を交付することが目的です。

そのため、慰労金は医療機関の収益ではなく、医療機関で働く方々をねぎらうものであり、給料とはみなされません。誤って源泉徴収をすることのないようご注意ください。

決算上、対象者に未支給であるからといって給付金等のように

「未収入金」として計上するものではなく、医療従事者を慰労するために預かるものですから、「預り金」として会計処理します。

- ① 感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと
- ② 継続して提供することが必要な業務であること
- ③ 医療機関での集団感染の発生状況

4. 融資の会計処理

Check!

会計処理 現金預金100,000,000 / 借入金100,000,000

新型コロナウイルス感染症特別貸付等の融資は、返済義務が発生する通常の借入れと同じ扱いとなります。借入れの際、通常の金利よりも低い金利となるように利子補給の提示を受けていると思われるのですが、利子補給は借りた期間に対応して3カ月や半年ごとに利子補給金として受け取ることになります。この会計処理は、「雑収入」として扱います。

Check!

利息支払時 支払利息150,000 / 現金預金150,000
利子補給 現金預金100,000 / 雑収入100,000

決算上は、費用(利息)と収益(利子補給)の対応を図る必要があります。このため、利子補給として現金預金を受け取っていない場合でも、利息を支払った期間に応じて、「未収入金」を計上する必要があります。

Check!

会計処理 未収入金100,000 / 雑収入100,000

補足: Go To トラベル補助金の会計処理

Check!

会計処理 旅費交通費100,000 / 現金預金30,000
/ 雑収入 70,000

Go To トラベル事業は旅行産業への支援を目的としていますが、会計上は旅行者に対する補助金として処理します。旅行費用の内、Go To トラベル事務局から旅行者に支払う35%分と旅行者に付与する15%分のクーポンを合わせた50%分が補助金になります。

会社の出張等でGo To トラベルを利用した場合には、支出額から補助金を差し引いた純額ではなく、補助金も含めた全額で費用処理を行い、補助金は雑収入として計上する必要があります。年度決算を締める前に今一度、会計処理をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症対応における助成金等は、主として費用の負担を和らげることを目的としているものです。ご不明な点は、OAG 監査法人の担当者まで、お気軽にご相談ください。

《OAG 監査法人は、自由・平等・信頼を基本理念とするプロフェッショナル集団です》

OAG 監査法人はお客様とのコミュニケーションを大切に、確かな信頼の下、高品質なサービスを提供する監査法人です。医療法人監査ではトップクラスの実績を有している他、さまざまなアドバイザー業務でも高い評価を受けております。

お問い合わせ先

OAG 監査法人 Tel. 03-6265-6598

市役所の『おくやみハンドブック』協賛広告掲載について



相続が発生すると、亡くなられた方の資産に関する手続きは、預貯金や保険、年金、証券、不動産など多岐にわたります。多い方だと20～30種類もの手続きが必要になるなど、あまりの煩雑さに途方に暮れてしまう遺族の方は少なくありません。また、手続きごとに必要書類の提出が求められ、市役所や金融機関で同じような内容を繰り返し記入したり、質問や記入不備などの理由で何度も窓口を訪れたり、遺族の方も窓口の方も大きな負担を感じているのが現状です。

相続手続きの負担が少しでも軽減されるよう、各自治体ではさまざまな対策を講じています。例えば、「おくやみコーナー」などのブースを設けて、専用端末に遺族の方が所要の情報を入力するだけで必要な手続きをすぐに確認できたり、企業の広告料で制作した『おくやみハンドブック』を配布するなどの取り組みです。

OAGでは2月から吹田市と寝屋川市の『おくやみハンドブック』に協賛広告の掲載を始めました。今後も自治体のこうした取り組みに積極的に協力させていただく方針です。

『週刊女性PRIME』への寄稿について

総合出版社「主婦と生活社」が運営するニュースサイト『週刊女性PRIME』に、OAG司法書士法人の代表司法書士を務める太田垣章子が執筆した『コロナで増加する家賃滞納や入居者の自殺、若い女性たちの声に出せない「悲鳴』』が掲載されました。

新型コロナウイルスの感染拡大は、社会に解雇や雇い止め、給与カットなどの影響を及ぼしています。それは、「家賃が払えなくなる」という過酷な状況に直面する入居者が増える一方、オーナー側では家賃収入が滞る事態が増えるという二重の問題を表しています。家賃収入を安定化させるためには、公的な家賃サポート情報などを入居者に積極的に提供していくことが必要です。

今回の寄稿では、賃貸トラブル解決のパイオニアとして知られる太田垣が、具体的な事例を基に、独自の目線で現状をレポートしています。収益不動産を所有されている方にも参考になる内容ですので、ぜひご一読ください。

『コロナで増加する家賃滞納や入居者の自殺、若い女性たちの声に出せない「悲鳴』』



- ・週刊女性PRIME 「社会・事件」カテゴリ
- ・掲載日 2021年1月17日(日)

コロナで増加する家賃滞納



『Yahoo!ニュース』の記事投稿について

『Yahoo! JAPAN』のニュースサイトへの記事投稿をスタート致しました。

今回は、コロナ禍で家賃の支払が困難になる方が増えているという厳しい現実の中で、誰にでも起こり得る賃貸トラブルについて、「絶対にしてはいけないこと」＝「夜逃げ」の大きなリスクとその対策を専門家の視点で分かりやすくまとめています。

Yahoo!ニュースへの投稿は、今後も継続して参ります。ぜひご一読ください。

『家賃払えなくても「夜逃げ」だけはNG「絶対にしないで」と司法書士が訴えるワケ』



- ・Yahoo!ニュース 「個人／国内」カテゴリ
- ・掲載日 2021年1月29日(金)

家賃払えなくても夜逃げだけはNG



私の Off-Time

「登山」

OAG税理士法人 埼玉支店 蜂須 誠

私が趣味で登山を始めたのは、十数年前の登山ブームの頃でした。友人たちとの飲み会の席で、「流行りに乗って、富士山に登ってみようか」と誰かが言い出したことがきっかけです。それから間もなく、登山初心者だけで富士山に向かいました。

今なら問題視される休息を取らない“弾丸登山”で、眠気と頭痛と寒さとの戦いの末、夜明け間近になんとか頂上までたどり着きました。じわじわと昇る太陽が眼下に広がる雲海をオレンジ色に染め始め、あまりの美しさに思わず涙したことを覚えています。

私たちが2つ目の山に選んだのは、日本で2番目に高い南アルプスの北岳でした。ただ、この時も体力、時間ともに無鉄砲な計画だったことは間違いありません。登頂できた頃には、下山が日暮れに間に合わないことが確実。予定外の山小屋泊になってしまいました。

この2度の無謀な山行を反省して、山の選定や装備、計画などの見直しを進め、体力作りのために近場の低い山にも定期的に登るようにしています。生来の凝り性も手伝って、どんどん登山にはまって、今ではすっかり生活の一部になってしまいました。

登山は、ご想像の通り忍耐力が大事ですが、「次はここまで登る!」という目標を、すぐに実現可能なレベルにすることで、達成感をたくさん味わうことができます。また、次の山に備えて、食生活に気を配ったり、体をきちんとケアしたり、体調管理にも気をつけるようになりました。山という普段とは全く違う環境に身を置くことは、心身のリフレッシュにつながりますし、結果的に普段の生活に良い効果があることも、登山の魅力だと感じています。

昨年は自粛のために、残念ながら一山も登れませんでした。今年は改めて心身のコンディションを整えて、春が来たら地元群馬の谷川岳に登ろうかなと思っています。



本誌・OAGグループに対するご意見・ご要望をお寄せ下さい

私たちOAGグループ各社は、常にお客さまと共に歩み、最も信頼されるパートナーでありたいと考えております。徹頭徹尾、皆さまのお役に立つこと。それが、私たちの存立基盤です。本誌の記事に対するご意見、弊社グループ各社に対するご要望等、何でも結構です。ふと思いつかれたご提案でも構いません。お気軽にご連絡を頂ければ幸いです。

ご意見・ご要望はこちらへ → OAGグループ グループ戦略部 広報 Tel.03-3237-7500

《今後のセミナー開催予定》

開催日	名称	会場
	ただ今企画中です。予定が決まり次第、お知らせ致します。	

※セミナーに関するお問い合わせは、広報誌担当(03-3237-7500)までご連絡ください(【有料】表示以外は無料です)。
 ※会場では、新型コロナウイルス感染症ガイドラインに基づく対策を行っております。何卒、ご理解とご協力をお願い致します。
 ※新型コロナウイルスの感染状況により、開催を中止することがあります。



上田城櫓門



上田城本丸西櫓



善光寺

Photo by Yasuyoshi Wada

昨秋、信州をドライブしてきました。信州というと山梨出身の僕は松本・諏訪辺りと思っていましたが、信州＝長野県のような感じです。今回は信州で今まで訪れなかった上田から善光寺そして白骨温泉へと行ってきました。

上田は、何年か前に大河ドラマ『真田丸』で一躍観光スポットになりました。僕自身、『真田丸』を見ていたので、一度は訪れてみたかった場所です。上田城は徳川軍を二度にわたり撃退した難攻不落の城として知られていますが、現在は当時の居城はなく、櫓と門が上田城跡公園の中に残されているだけです。そんな佇まいの中で、見事な紅葉と櫓門とのコラボを撮ることができました。ところで、信州の名産は何と言っても信州蕎麦です。その「蕎麦」を食べない訳にはいきません。上田城下の有名蕎麦処で、美味しい蕎麦をいただきました。

上田を後にして、向かうは「遠くとも一度は参れ善光寺」です。これは、江戸時代から人々の間で語り継がれてきた言葉のようで、「一度でもいいから善光寺でお参りを。そうすれば極楽往生が約束される」と古くから信じられているとか。善光寺に多くの人々が集まるのは宗教を問わないということも理由のようですが、無宗教のお寺があることは初めて知りました。いずれにしても、総本山でもないのに東日本で最大級の規模のお寺に圧倒されてしまいました。

さて、今日のお宿は上高地近くの白骨温泉を予約しました。陽が沈まない内に着かないと寒さで道路が凍り付くと言われていたので、松本城はスルーして宿を目指しました。いつも穂高や槍ヶ岳の登山基地である上高地の行き帰りの車窓から白骨温泉の看板を見ていて、いつかは白濁の温泉に浸かりたいと思っていました。今回やっと願いが叶いましたが、残念ながら一時、偽白濁ではないかと問題となり、今は白濁でなく白透となっていました。けれども、北アルプスの山間の鄙びた温泉に浸かり、若かりし頃の穂高・槍ヶ岳の登山に思いを馳せながら、旅の疲れを癒すことができました。

<編集後記>

年度末の3月は、何かと「区切り」が多い季節です。多くの企業や学校が4月始まりの年度を採用しているため、進学や就職を控えている方、異動や転勤で新しいチャレンジを迎えられる方も多いのではないのでしょうか。先日、10年来の友人が海外赴任する門出を、オンラインの送別会で祝いました。途中、映像や音声途切れるなどのドタバタもありましたが、日本全国から多くの友人が参加することができました。数年前までは考えもつかなかったオンラインの飲み会や送別会などでも、人とのつながりが感じられ、コロナ禍が新しいアイデアを生み出したのだと実感しました。友人は、コロナの世界的な流行が収まるまで、赴任後数年間は帰国せず、仕事に打ち込むようです。彼の新天地での頑張りと活躍に期待するばかりです。(か)

発行 OAGグループ

OAG税理士法人／(株)OAGコンサルティング

(株)OAGビジコム／(株)OAGアウトソーシング

OAG社会保険労務士法人／OAG監査法人／OAG弁護士法人／OAG司法書士法人

住所 東京都千代田区五番町6-2 ホームマートホライゾンビル

tel.03-3237-7500 / fax.03-3237-7510

発行人 OAGグループ 代表 太田孝昭

編集人 OAGグループ 広報